

改正後	改正前
<p>(基本方針の策定及び公表)</p> <p>第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p><u>2 受信者情報取扱事業者は、前項の規定により定める基本方針に、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>一 第七条の規定に基づき取得される個人情報の取得元又はその取得方法をできる限り具体的に明記する旨</u></p> <p><u>二 第十六条の規定に基づく委託の有無及び委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進める旨</u></p> <p><u>三 本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの發送停止等、自主的に当該本人が識別される保有個人データの利用の停止又は消去に応じる旨</u></p> <p>(漏えい等に関する事実等の公表等)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。</p> <p><u>4 受信者情報取扱事業者は、第二項の場合において、認定個人情報保護団体に加入している場合には、当該事実関係及び当該再発防止対策につき当該認定個人情報保護団体に報告するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>5 前四項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</u></p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及</p>	<p>(基本方針の策定及び公表)</p> <p>第二十八条 受信者情報取扱事業者は、第五条の規定により講じられる措置、第八条の規定に基づく本人への通知又は公表の手続、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項若しくは第二項の規定による求めに応じる手続（第二十六条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）、前条の規定により講じられる措置その他の放送受信者等の個人情報の取扱いに関する事項についての基本方針を定め、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>(漏えい等に関する事実等の公表等)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、その取り扱う放送受信者等の個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかに、当該漏えい、滅失又はき損に係る事実関係及びその再発防止対策につき公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 受信者情報取扱事業者は、前項の場合には、速やかに、当該事実関係及び当該再発防止対策につき総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。</p> <p>一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 当該受信者情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及</p>

ばすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

(指針の規定についての解説等の作成及び公表)

第三十一条 総務省は、この指針について受信者情報取扱事業者等の理解を深めるため、この指針の規定についての解説及び解釈並びにこの指針の規定に係る具体的な事例を示した文書を作成し、公表するものとする。

ばすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

(新設)